

指定給水装置工事事業者の皆さんには、日頃より水戸市水道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。指定の更新手続きのご案内となります。

当書類は、指定の有効期限が近くなった指定給水装置工事事業者に送付をしております。指定の有効期間内に更新手続きを行わない場合、指定の失効となり、水戸市で給水装置工事を行なうことが出来なくなりますのでご注意願います。なお、更新手続きを行った日に関係なく、期限末日から5年間延長となりますので、更新手続き期間内でのお早目の手続きをお願い致します。

※更新手数料は1万円となります。

**指定の有効期限は同封の「管理簿」に記載しています。**

問合せ先：水戸市上下水道局 水道部給水課 給水係 TEL029-231-4112

## 指定給水装置工事事業者 指定の更新手引き 水戸市 Version

### Step. 1 登録情報の確認

同封の「水戸市給水装置工事事業者 管理簿」に記載の情報が現況と異なる場合は、各種変更の手続きが必要となります。

実線部（名称、住所、代表者、連絡先、役員氏名 等が異なる場合）

→指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書の提出が必要です。

→Step.2（2ページ）へお進み下さい。

点線部（給水装置工事主任技術者の登録情報が異なる場合）

→給水装置工事主任技術者選任・解任届出書の提出が必要です。

→Step.3（3ページ）へお進み下さい。

変更がない方は Step.4（4ページ）へお進み下さい。

水戸市給水装置工事事業者 管理簿

【見本】

指定登録日 平成10年4月1日 有効期限 令和7年9月29日まで 指定番号 第〇〇号

氏名又は名称	〇〇工業(株)東京本社		備考	法人
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1234-56			
代表者氏名	〇〇〇〇			
連絡先	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail		HP	
	役職名	氏名	役職名	氏名
役員氏名	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇			

実線部の会社情報が現況と異なる場合は「指定事項変更届」の提出が必要となります。→Step.2（2ページ）  
(法人の場合)

登記簿謄本に記載の役職・役員氏名が異なる場合も変更届が必要です。

当該給水区域において給水工事の事業を行う事業所の名称 ①	〇〇工業(株)水戸支店		
上記事業所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1234-56		
連絡先	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail		
給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日	給水装置工事主任技術者氏名
〇〇〇〇	123456		
〇〇〇〇	654321		

主任技術者の登録情報が現況と異なる場合は「選任・解任届」の提出が必要となります。→Step.3（3ページ）

当該給水区域において給水工事の事業を行う事業所の名称 ②	〇〇工業(株)内原支店		
上記事業所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1234-56		
連絡先	TEL	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail		
給水装置工事主任技術者氏名	交付番号	選任日	給水装置工事主任技術者氏名
〇〇〇〇	777777		
〇〇〇〇	222222		

## Step. 2 指定事項変更届出書の作成

管理簿と情報が異なる場合は、右側の記入例を参考に、同封の「指定給水装置工事事業者 指定事項変更届」に変更事項を記入して下さい。(水道法施行規則第34条関係)

(各種様式は水戸市のHPからダウンロードすることも可能です。【WORD形式】)

また、法人登録事業者（株式会社・有限会社）か個人登録事業者によって添付する書類が異なります。※登記簿謄本及び住民票は原本（コピー不可）取得後3か月以内のもの

### 法人登録事業者の添付書類

#### 住所を変更する場合

①会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

②会社の定款の写し

#### 代表者・役員の氏名を変更する場合

①会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

②会社の定款の写し

③誓約書（下側の記入例を参照）

### 個人登録事業者の添付書類

#### 氏名・名称・住所変更する場合

①住民票

様式第2（第18条及び第34条関係）

## （記入例）

### 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

変更届出（右側）と同じ申請者名  
を記入して下さい。

日付は未記入  
※提出時に手書きで  
記入いただきます。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 水戸設備工事

住所 茨城県水戸市中央 1-5-36

代表者氏名 水道 次郎

Tel.029-231-4112 Fax029-231-4112

様式第10（第34条関係）

## （記入例）

管理簿に情報の変更がない場合は、提出は不要です。

### 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水戸市上下水道事業管理者様

日付は未記入  
※提出時に手書きで  
記入いただきます。

令和 年 月 日

住所 株式会社 水戸設備工事

届出者 茨城県水戸市中央 1-5-36

氏名 水道 次郎

Tel.029-231-4112 Fax029-231-4112

### 電話番号・FAX番号まで記入

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ミトセツビコウジ 株式会社 水戸設備工事		
住 所	茨城県水戸市中央 1-5-36		
フリガナ 代表者の氏名	ミト ジロ 水道 次郎		
変更に係わる事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者	水道 太郎	水道 次郎	平成 31 年 4 月 30 日
役員の変更	水道 次郎	水道 三郎	//
//	水道 三郎	水道 四郎	//
住所	〒310-0805 茨城県水戸市中央 1-4-1	〒310-0805 茨城県水戸市中央 1-5-36	//
電話	029-224-1111	029-231-4112	//
FAX	029-224-1111	029-231-4112	//
事業所の追加	——	三の丸営業所 〒310-0011 茨城県水戸市 三の丸 1-5-48	平成 31 年 4 月 30 日

この欄は  
変更後の内容  
を記入

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とすること。

## Step. 3 主任技術者選任・解任届出書の作成

管理簿と情報が異なる場合は、右側の記入例を参考に、同封の「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」に変更事項を記入して下さい。(水道法施行規則第22条関係)  
選任届には添付書類が必要となります。解任届に添付書類はありません。

### 選任届の添付書類

①主任技術者の免状（証書）の写し または 主任技術者証（カード）の写し



②会社と主任技術者の雇用関係がわかる書類  
の写し

(例)

- ・健康保険被保険者標準報酬決定通知書  
(被保険者整理番号はマスキング,申請する人をマスキング)
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書  
(被保険者番号にマスキング)
- ・市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書  
(申請する人をマスキング)

登記簿謄本に記載の方や、代表者が主任技術者を兼ねる方は必要なし

様式第3（第22条関係）

管理簿に情報の変更がない場合は、提出は不要です。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

日付は未記入  
※提出時に手書きで  
記入いただきます。

令和 年 月 日

住所 株式会社 水戸設備工事  
届出者 茨城県水戸市中央 1-5-36  
氏名 水道 次郎  
Tel.029-231-4112 Fax 029-231-4112

電話番号・FAX 番号まで記入

水道法第25条4の規定に基づき、次のとおり給水装置主任技術者の選任の届出を解任します。

選任と解任がある場合は、  
選任届と解任届をそれぞれ提出して下さい。

給水区域で給水装置工事の事業を行なう事業所の名称	(株)水戸設備工事	
上記事業所で選任する・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
水道 三郎	31040	平成31年4月30日
水道 四郎	31045	平成31年4月30日

会社で主任技術者を選任・解任した年月日をご記入下さい。

## 【4-1】指定申請書の作成

### Step. 4 更新手続きに必要な書類の準備

記入例を参考に、同封の「指定給水装置工事事業者指定申請書」に必要事項を記入して下さい。(水道法施行規則第18条関係)

法人登録事業者か個人登録事業者によって、記載内容が若干異なります。

### 【記入例：2枚目】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	(株)水戸設備工事
上記事業所の所在地	茨城県水戸市中央1-4-1 Tel.029-224-1111 Fax029-224-1111
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
スイドウ タロウ 水道 太郎 スイドウ ジロウ 水道 次郎	12345 67890

水戸市で支店を置いて支店名で事業を行う場合など、申請者名と異なる名称・住所で事業を行う場合は、その名称をご記入下さい。

**支店等がない場合は、申請者と同じ名称等をご記入下さい。**

1ページの管理簿に記載している全ての主任技術者の名前と免状の交付番号を記入して下さい。(Step3の主任技術者の選任解任を行う場合は、変更後の情報をご記入下さい。)



#### 【添付書類】

主任技術者全員分の免状(証書)の写しまたは主任技術者証(カード)の写しを添付して下さい。

支店等が2つ以上ある場合は、下段にもご記入下さい。

### 【記入例：1枚目】

様式第1 (第18条関係)

#### 指定給水装置工事事業者指定申請書

日付は未記入  
※提出時に手書きで  
記入いただきます。

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 水戸設備工事  
住所 茨城県水戸市中央1-4-1  
代表者氏名 水道 太郎  
Tel.029-224-1111 Fax029-224-1111

#### 電話番号・FAX番号まで記入

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者として受けたいので、  
変更届により情報変更する場合は、**変更後の情報を記入下さい。**

#### 役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名

役員	フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役	スイドウ タロウ 水道 太郎	
取締役	スイドウ ジロウ 水道 次郎	
監査役	スイドウ サブロウ 水道 三郎	
事業の範囲		管工事業
機械器具の名称、性能及び数		別表のとおり

法人事業者は登記簿謄本に記載してある全ての役員(代表取締役から監査役まで)を記入して下さい。  
※個人事業者の方は、空欄で結構です。

#### 【法人事業者】

登記簿謄本の「目的」欄に記載のものから、水道に関するものを抜粋してご記入下さい。

※「目的」欄で、給水装置に関する事業を行う者であることを、確認できることが必要です。

## 【4-2】機械器具調書の作成

記入例を参考に、同封の「機械器具調書」に所有している器具を記入して下さい。(水道法施行規則第18条関係)

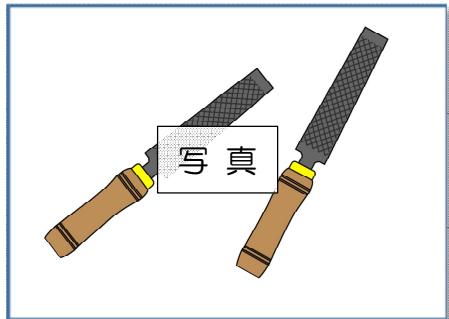
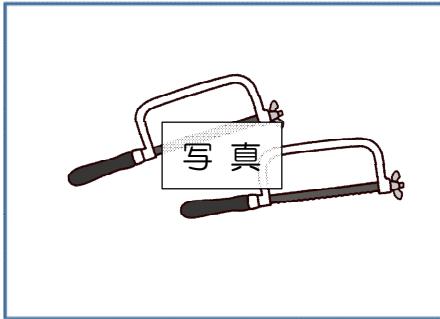
また、記入例に記載の6つの器具の所有については写真にて確認をします。

○○工業(株) 所有器具の写真帳

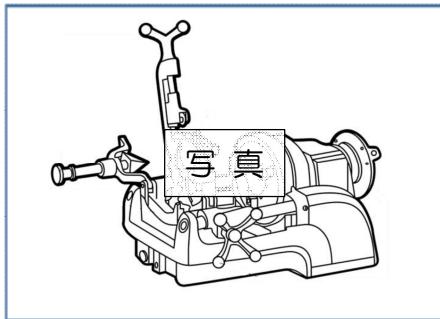
### 【作成例】

金切のこ

やすり



パイプねじ切り器



パイプレンチ



別 表 (第18条関係)

### 【記入例】

写真を撮影した日をご記入下さい。  
(申請日の3か月以内)

### 機械器具調書

令和3年5月1日現在

種別	名称	形式、性能	数量	備考
管の切断用器具	金切のこ			
管の加工用器具	やすり			
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	13~100mm	5	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)	1	

上記のように「種別」「名称」を記入して下さい。(上記6つの器具は水道法施行規則第20条において所有が必須な器具として定められています。)

6つの器具については、写真にて所有の確認をさせていただきますので、器具及び数量が確認できるよう、写真の添付をお願いします。

形式性能 および 数量は事業所の所有状況に合わせてご記入下さい。  
(各1つは必要です)

機械器具、「接合用の機械器具」、

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 【4-3】誓約書の作成

記入例を参考に、同封の「誓約書」に記名して下さい。  
(水道法施行規則第18条関係)

### 参考 水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでとは?

- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

## 【記入例】

様式第2 (第18条及び第34条関係)

### 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

日付は未記入  
※提出時に手書きで  
記入いただきます。

令和 年 月 日

#### 申請者

氏名又は名称 株式会社 水戸設備工事  
住所 茨城県水戸市中央1-4-1  
代表者氏名 水道 太郎

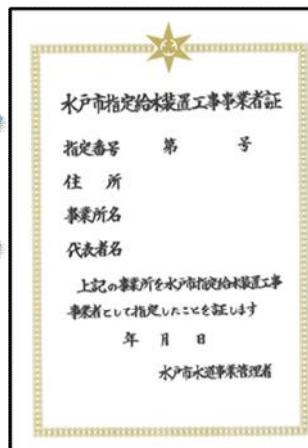
Tel029-224-1111 Fax029-224-1111

## 【4-4】その他提出書類

以下の書類を提出して下さい。(水道法施行規則第18条関係)

### 法人登録事業者の提出書類

- ①会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ②定款の写し ③旧指定証の返却



### 個人登録事業者の提出書類

- ①住民票 ②旧指定証の返却

※登記簿謄本および住民票につきましては、原本  
(コピー不可) 取得後3か月以内のものとなりますが、  
変更届出書に原本を添付している場合に限り、  
更新申請分はコピーでも構いません。

Step 【4-1】で作成した申請書  
と同じ申請者名をご記入下さい。

水戸市上下水道事業管理者 様

## 【4-5】事業運営等に関する調書の作成

記入例を参考に、同封の「水戸市指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調書」に必要事項を記入して下さい。(厚生労働省通知 葉生水発 0626 第1号関係)

## 【記入例：1枚目】

### 水戸市指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する調書

株式会社 水戸設備工事  
〒 310-0805  
茨城県水戸市中央1-4-1  
水道 太郎  
TEL 029-224-1111  
Fax 029-224-1111

氏名又は名称  
郵便番号・住所  
代表者 氏名  
電話・FAX

直近の情報を記入下さい。  
(申請日の3か月以内の日付で)

令和3年5月1日現在、当事業所における業務内容、水道法第25条の8及び  
同法施行規則第3条

記載した情報の公表の可否についてを記入下さい。

#### 1 水戸市が実施する指定給水装置工事事業者研修会の受講状況(直近3ヶ月の研修会)

令和5年3月2・3日(ホテルレイクビュー水戸)で開催した研修会について

可・不可

出席 · 欠席

(欠席した場合は、その理由を記入して下さい)

令和5年3月2・3日開催ホテルレイクビュー水戸において、  
当局主催の研修会の出欠について記入下さい。  
欠席した場合はその理由も記入下さい。

#### 2 業務内容

##### 休業日、営業時間

可・不可

休業日 : 土曜 日曜 祝日 その他(夏季休業、年末年始)

営業時間 : 9時 ~ 17時 (緊急時夜間対応 可 不可)

##### 給水装置工事の対応工事種別(新設・改造等)

可・不可

配水管からの分岐～水道メータ(主に道路工事)

水道メータ～宅内給水装置(宅内のみ)

##### 給水装置の漏水修繕対応種別(対応 可 不可)

可・不可

屋内給水装置の修繕 宅地内埋設部給水装置の修繕

その他( )

##### その他(緊急時の連絡先等)記入下さい。(任意)

非公表

●●●-●●●-●●●●(水道 太郎)

緊急連絡先については、  
公表いたしません。

※ 公表には、水戸市のホームページ等への掲載を含みません。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

### 3 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況(過去3ヶ月)

## 【記入例：2枚目】

受講者名	研修会名、実施内容	受講年月日
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 外部研修 <input type="checkbox"/> 自社内研修( ) <input type="checkbox"/> その他( )	令和元年 3月20日
水道 二郎	<input checked="" type="checkbox"/> 外部研修 <input type="checkbox"/> 自社内研修( ) <input type="checkbox"/> その他( )	

社員の中で、外部研修または自社内研修を受講した方のお名前をご記入下さい。外部研修を受講した場合は、その受講終了証の写しを添付して下さい。

**外部研修**とは・・・(公財)給水工事技術振興財団や全国管工事業協同組合連合会が主催する研修会を指します。  
**自社内研修**とは・・・外部研修や水道部主催の研修会を受講した方が講師となり、社内で情報を共有する勉強会を指します。

具体的な研修内容の例は、以下のように示されています。

- ①給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- ②給水装置の事故事例と対策技術
- ③給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
- ④給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ⑤水道法、給水装置の構造及び材質、給水装置工事における留意事項 等

#### 4 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

「配水管からの分岐～水道メータ」の工事は施工しない。(注1)

注1 上記は、2業務内容(対応工事種別)で未対応の場合になります。

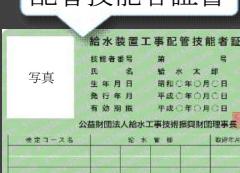
その場合、下表への記載は不要です。

給水装置工事主任技術者の資格は対象外です。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合等いずれかの経験の有無(注2)	資格及び講習修了証等の有無
水道 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 経験あり <input type="checkbox"/> 経験なし	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他( )

主に配水管の分岐部から水道メータまでの配管工に従事する方のお名前をご記入下さい。配管工に関する資格を保有している方は、資格証の写しを添付して下さい。

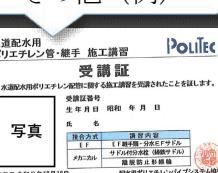
### 配管技能者証書



### 技能検定合格証書



### その他(例)



## Step. 5 更新手続き（書類提出）について

更新手続きの方法は、窓口申請と電子申請の2通りがございます。電子申請は給水課窓口に行く必要がなく、手続き期間中であれば昼夜問わず申請の受付が可能です。一方、窓口申請は最低3回、窓口に行く必要があることから、**電子申請をお勧めします。**電子申請方法は別冊(様式集)表紙をご参照下さい。

## 以下、窓口申請の手続き方法

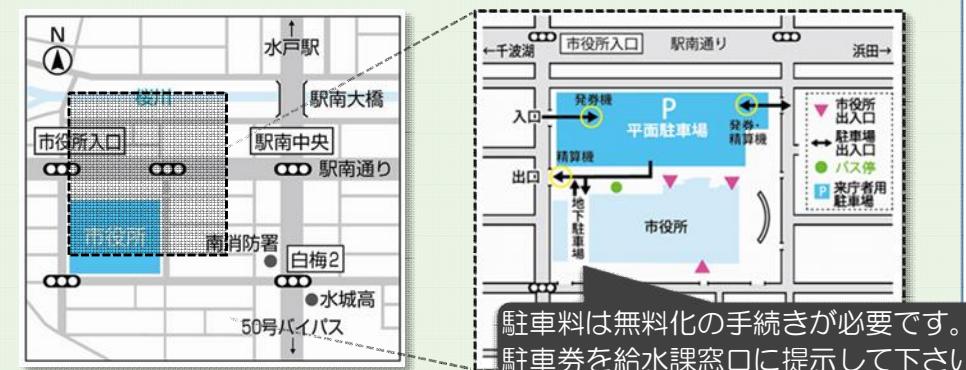
▼ (窓口申請の場合) 書類提出に関する注意事項

提出書類を記載の「並び順例」を参考に、書類が揃っていることを確認したうえでご持参を願います。

提出時に前ページで作成した「事業運営等に関する調書」に基づき、事業の状況についてのヒアリングをさせていただくこともございますので、お答えができる方での来庁をお願いします。

## 更新手続きの窓口

水戸市上下水道局水道部給水課：(8:30~12:00 13:00~17:15)



▼（窓口申請の場合の）書類提出後から更新手続き完了までの流れ

書類提出後は2週間程度の書類審査の時間をいただいた後、お電話にてご連絡いたします。

指定更新の認可が下りた事業者の方には、給水課にお越し頂き、銀行でお支払いいただける更新手数料の納付書（10,000円）をお渡しいたします。一番近い銀行は市役所1階にあります。

當陽銀行水戸市役所支店 窓口開設（9：00～11：30, 12：30～16：00）

納付後、再度、給水課にお越しいただき、納付証明の半券を確認させていただいた後、新しい指定証をお渡しして、更新手続きは完了となります。

## 指定事項変更届出書の並び順例（Step2で作成）

## ①指定事項変更届出書

### ③会社の定款の写し(法人)

\*\*\*\*\*  
株式会社 ○○○○○○○○ 定款  
\*\*\*\*\*

②会社の登記簿謄本（法人）  
または 住民票（個人）

#### ④誓約書（法人）

様式第2(第1・第2・第3・第4・第5回用)

質問の部

相談相手は経営者と事業者と呼ぶべき会員は、本規則第2条の3第1項第3号イに該するものに付けて、既存の会員として登録する旨を聲明する。

昭和 2年 月 日

申告書

会員登録用紙 填込用紙 水戸商工団地 10  
住所 茨城県水戸市中央町1-5-30  
代表者名 水澤 205  
TEL 029-211-4112 Fax 029-211-4112

水戸市上水道事業部

— 終了 —

## 主任技術者選任・解任届出書の並び順例（Step3で作成）

### ①主任技術者選任・解任届出書

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水戸市上下水道事業管理者

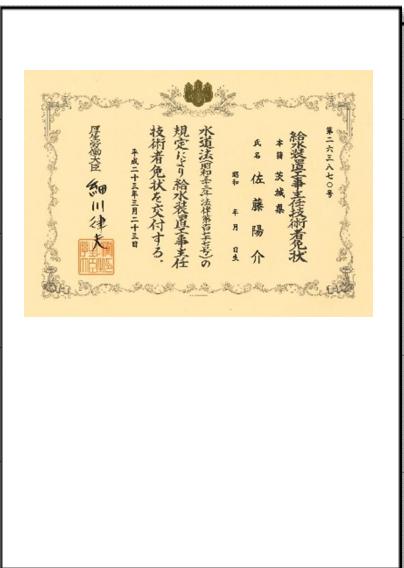
令和2年8月3日

社名：株式会社 水戸設備工業  
本店住所：茨城県水戸市中央1-1-9-36  
代表者名：佐藤 太郎  
電話：029-221-4112 Fax:029-221-4112

本道法第25条第4項の規定に基づき、次のとおり給水装置主任技術者の指定を受けています。

給水装置工事主任技術者の氏名	
水道 三郎	31040 平成31年4月30日
水道 四郎	31045 平成31年4月30日

### ②主任技術者の資格証の写し +雇用関係を証明する書類



— 終了 —

## 更新手続きに必要な書類の並び順例①（Step4で作成）

### ①指定給水装置工事事業者 指定申請書

様式第1（第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水戸市上下水道事業管理者

令和2年8月3日

申請者：株式会社 水戸設備工業  
本店住所：茨城県水戸市中央1-1-9-36  
代表者名：佐藤 太郎  
電話：029-221-4112 Fax:029-221-4112

本道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

当該を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
スズキ タク 水道 三郎	
スズキ タク 水道 四郎	
スズキ タク 水道 五郎	

事業の範囲　施工範囲  
機械器具の名称、件数及び額　別表のとおり

### ②（2枚目）指定申請書

様式第1（第18条関係）

当該給水装置給水装置工事事業者の事業所の名称	
上記事業所の所在地 茨城県水戸市中央1-1-9-1 029-224-1111 Fax:029-224-1111	
上記事業所で使用する主要な機械器具の種類とその概要 機械器具の種類 機械器具の件数 機械器具の名称、件数及び額	
スズキ タク 水道 三郎 スズキ タク 水道 四郎 スズキ タク 水道 五郎	
12345 67890	

### ③主任技術者の資格証の写し （②に記名の主任技術者全員分）



### ④機械器具調書

別表（第18条関係）

機械器具調書

種別	名稱	形式	性能	数量	備考
管の切断用器具	金切りのこ	固定式鋼板		2	
管の加工用器具	やすり	中目		2	
	パイプねじ切り器	N-100A		1	
管の接着器具	トーチランプ	ガスボンベ式		1	
	パイプレンチ	13~100mm		5	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P (手動式)		1	

（注）種別の欄には「管の切断用器具」、「管の加工用の機械器具」、「接着用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別名を入すること。  
(備考) この寸法の大きさは、A列4番とすること。

次ページに続く

#### 更新手続きに必要な書類の並び順例② (Step4 で作成)

## ⑦会社の登記簿謄本（法人）

または 住民票（個人）

## ⑤機械器具の写真

## ⑥ 誓約書

様式第2 (第1 条及び第3 条に付随)

#### ⑧会社の定款の写し(法人)

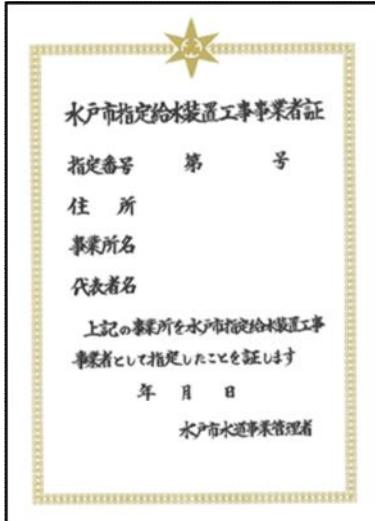
-----

株式会社 ○○○○○○○○ 定款

-----

平成〇年 〇月〇〇日 作成  
平成〇年 〇月〇〇日 取扱人署名  
平成〇年 〇月〇〇日 会社章

## ⑨旧指定証（原本返却）



⑪ (2枚目)

## 事業運営等に関する調書

## ⑩事業運営等に関する調書

本戸に指定細工設備工事業者の事業運営等に関する調査	
<p>氏名又は会社名 郵便番号・住所 代表者氏名 電話番号</p> <p>様式販売 水戸路販売 〒310-0045 宮城県仙台市太白区1-4-11 TEL: 029-224-1111 Fax: 029-224-1111</p>	
<p>昭和 2年 5月 1日現在。当事業者における営業内容、本制度第15条の旨及び同法施行規則第16条に基づく事業の運営状況について次のとおりです。</p>	
<p>1 本戸が実施する指定細工設備工事業者の事業運営等に関する調査(近畿地方の研修会)</p> <p>研修会に出席した年月日(開催年月と会場を記入して下さい)【□年 □月 □日】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>是日 平成2年5月 2年5月 1日 王立徳</p> <p>(欠席の理由)</p>	
<p>2 事業内容</p> <p>経営者名、営業時間</p> <p>【会員】<input checked="" type="checkbox"/>会員 <input type="checkbox"/>非会員</p> <p>業種 <input checked="" type="checkbox"/>土建業 <input type="checkbox"/>機械器具販売業 <input type="checkbox"/>その他(請負業他、専門業他) <input type="checkbox"/></p> <p>販売内容 営業 <input checked="" type="checkbox"/>内需 <input type="checkbox"/>外需 <input type="checkbox"/>その他(新規開拓地盤等)</p> <p>取扱い製品の区分(既存・新規) <input checked="" type="checkbox"/>既存 <input type="checkbox"/>新規</p> <p>■本店からの分取 <input checked="" type="checkbox"/> 本店マーケット <input type="checkbox"/> 〔主に新規事業〕</p> <p>■支店マーケット <input checked="" type="checkbox"/> 全て内需販売(内需のみ)</p> <p>既存製品の販売額(税別) <input checked="" type="checkbox"/> 100万円未満 <input type="checkbox"/> 100万円以上</p> <p>■内需本店販売の割合 <input checked="" type="checkbox"/> 七割以上(内需の販売額)</p> <p>□その他( )</p> <p>その他(既存の通販専門等下さい。(直送))</p> <p>【会員】<input checked="" type="checkbox"/>会員 <input type="checkbox"/>非会員</p> <p>★★★★★ <input checked="" type="checkbox"/>会員 <input type="checkbox"/>非会員</p>	
<p>◎ お断りに、本戸のホームページへの掲載を含みます。</p> <p>▲既存の販売が死滅した場合、連絡なしにその旨を届けるようお願いします。</p>	

⑫事業運営等に関する調書の添付書類(外部研修受講終了証、配管工に関する資格の写し等)